

工事費内訳明細書の作成に係る留意事項

平成 22 年 9 月の総合評価方式の拡充に併せ、入札価格の積算根拠を明確にすることで適正な見積作業を促し、ダンピング防止や工事品質の確保を図る観点から、一般競争入札により契約するすべての案件を対象として、入札時において、入札参加者から工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることとなりました。

内訳書の作成に当たりましては、次の事項に留意してください。

1 内訳書の提出が必要な工事

一般競争入札により実施される建設工事

2 内訳書の記入

(1) 内訳書の様式については、対象となる個別の工事ごとに、市ホームページにおいて提供しますので、ダウンロードして使用してください。

提供する様式においては、工事名、工事場所等の基本事項について入力済の状態にしておりますので、会社名（共同企業体の場合は協定書における正式名称）及び積算金額の内訳を記入してください。

(2) 直接工事費については、工種ごとの金額も記入してください。この際、工種ごとの詳細な内訳が必要となる場合がありますので、十分に注意してください。

(3) 直接工事費の基本的な工種は入力してありますが、これに分類できない工種がある場合には、必要に応じて行を追加して記入してください。

ただし、基本的な工種が入力してある行の削除については、行わないでください。

(4) 内訳書に記入漏れや計算の間違い等があった場合については、入札心得（郵便入札用）の規定により無効な入札となりますので、十分に注意してください。

（無効な入札の例）

- ・ 各工種の合計金額が「直接工事費」の金額と一致しない。
- ・ 指定された記入欄に空欄がある。

3 入札書の作成にかかる留意事項

入札書に記載する入札金額については、内訳書により積算された金額（税抜価格）となります。

積算された金額には端数が生じる場合があることから、入札書へ記載する際に 1 万円未満の端数処理（1 円から千円の位における切上げ及び切下げ）を行うことは、認められます（具体的な例は、別紙のとおり）。ただし、この端数処理以外の理由により積算金額と入札金額が一致しない場合は、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

入札心得（郵便入札用）

1(4) 郵便入札参加者は、入札公告で示す内容により、初度の入札書と併せて工事費内訳明細書を提出するものとする。この場合において、工事費内訳明細書における 1 万円未満の金額の端数調整については認めるものとするが、工事費内訳明細書の価格を割り引いて入札金額とすることは認めないものとする。

(12) 次の一に該当する入札は無効とする。

ウ 初度の入札において、工事費内訳明細書を提出しない者又は工事費内訳明細書に未記入等の不備があった者が行った入札

エ 工事費内訳明細書の工事費計の金額と初度の入札書の記載金額が一致しない入札（工事費内訳明細書における 1 万円未満の金額の端数処理（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。）

4 契約締結後における詳細な内訳書の提出

- (1) 入札参加時に内訳書の提出が必要な案件の落札者となった方は、契約締結後において、いわき市工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、あらためて詳細な内訳書を提出する必要があります。

(工事費内訳明細書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (2) 当該内訳書の様式は、市ホームページにおいて一般的な契約関係様式として提供しますので、ダウンロードして使用してください。
- (3) 当該内訳書には、設計図書の本工事費内訳書の区分に従い、金額が一式計上でなくなるレベルまで記載してください。

5 再度の入札における内訳書の取扱い

初度の入札の開札の結果、落札者又は落札候補者が決定せず、ただちに再度の入札を実施した場合の内訳書の取扱いについては、次のとおりとなります。

- (1) 再度の入札においては、内訳書の提出は求めない。
- (2) 再度の入札により落札者が決定した場合において、契約締結後に提出する詳細な内訳書については、落札した入札金額に応じた内訳書を提出するものとする。

工事費内訳明細書（初度入札時提出）の記入例

基本的な項目は、既に記入済となっています。

の枠内を記入してください。
記入漏れや計算の間違い等がある場合には、無効な入札となります。

工事費内訳明細書

商号又は名称 ○○○○○株式会社

工事名		工事場所		工期				
○○○○○○○○○○工事		いわき市○○○○○ 地内		平成○○年○○月○○日か 平成○○年○○月○○日まで				
名称	名称内容	材 料 (労 力)	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接工事費							57,680,000	A=B+E
	土工						52,480,000	B=C+D
	掘削工			1	式		17,680,000	C
	盛土工			1	式		34,800,000	D
	排水工						5,200,000	E=F
	横断溝工			1	式		5,200,000	F
共通仮設費							2,301,200	G
現場管理費							5,502,320	H
一般管理費等							4,702,111	I
工事費 計							70,185,631	J=A+G+H+I
消費税				8	%		5,614,850	K=J*8% 円未満切捨て
合計							75,800,481	L=J+K

共同企業体の場合、協定書における正式名称（〇〇工事〇〇特定建設工事共同企業体）以外の記載は無効な入札となりますので、ご注意ください。

分類できない工種がある場合には、必要に応じて行を追加して記入してください。
ただし、基本的な工種が入力してある行の削除については行わないでください。

「工事費 計」欄に端数調整後の金額を記入しても有効な入札となりますが、端数調整以外の理由により金額に相違がある場合には、無効な入札となります。

入札金額は工事費と同額又は端数調整後の金額を記入してください。
端数調整以外の理由により金額に相違がある場合には、無効な入札となります。

【端数処理の例】

積算金額 70,185,631円（税抜）の場合

(正しい例)

- 70,185,630円（円の位で切下げ）
- 70,185,700円（十円の位で切上げ）
- 70,185,000円（百円の位で切下げ）
- 70,190,000円（千円の位で切上げ）
- 70,180,000円（千円の位で切下げ）

(誤った例)

- × 70,200,000円（万円の位で切上げ）
- × 70,100,000円（万円の位で切下げ）
- × 70,000,000円（十万円の位で切下げ）
- × 70,185,650円（切下げ、切上げ以外の処理）
- × 70,183,000円（切下げ、切上げ以外の処理）

入札書

(第 1 回)

平成 22 年 ○ 月 ○ 日

いわき市長 様

入札人 住 所 いわき市○○○○○○○
商号又は 名称 ○○○株式会社
氏 名 代表取締役 ○○○○ 代表取締役印

私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市財務規則を遵守し入札します。

入 札 金 額		十 億		百 万		千		円
		¥	7	0	1	8	5	6
								3
								1

工 事 名 ○○○○○○○○○工事